

意見書案第 1 号

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年3月26日

福岡市議会

議長 打越基安様

提出者 福岡市議会議員

おばた 英 達

たのかしら 知 行

篠原 達也

新村 まさる

井上 まい

もろくま 英 文

川上 陽平

尾花 康広

阿部 正剛

田中 たかし

とみなが ひろゆき

津田 信太郎

藤野 哲司

倉元 達朗

近藤 里美

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書

令和6年9月に再審無罪の判決が示された袴田事件を契機として、刑事訴訟法の再審規定（以下「再審法」という。）の見直しを求める声が高まっています。無実の罪によって長期間にわたり身柄を拘束されたり、命を奪われたりすることもあるえん罪は、取り返しのつかない人権侵害ですが、再審法が十分ではないために、救済に長い時間を要しているのが現状です。

現行の再審法では、再審請求手続における事実の取調などの審理の在り方が裁判所の裁量に委ねられており、対応に大きな差異が生じるという意味での「再審格差」が問題になっています。また、多くのえん罪事件では検察が開示した証拠が決め手となって再審開始につながりましたが、現行の再審法には証拠開示に関する規定がありません。さらに、再審開始決定に対する検察官の不服申立てを認めていることは、袴田事件でも再審開始決定から実際の再審公判が始まるまでに9年が経過するなど、救済が遠のく大きな要因になっています。

えん罪は、誰の身にも起こり得ることですが、その結果の重大性に鑑みれば、速やかな救済が求められます。国民の日常生活の平穏を守り、刑事司法制度に寄せられる信頼を高める観点からも、再審法を改正し、救済までのプロセスを明確に示す必要があります。

よって、福岡市議会は、国会及び政府が、速やかに再審法を改正されるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣 宛て

議 長 名